

道路維持作業用自動車の賃貸借に関する留意事項について

1 広島市が賃貸を受ける道路維持作業用自動車（以下「リース車両」という。）は、広島市が委託する「道路パトロール業務」の受託者（以下「道路パトロール業務受託者」という。）に貸与し、道路パトロール業務に使用することとなります。このため、以下の点に留意してください。

(1) 本契約は、広島市と本契約の受注者（以下「リース会社」という。）との間で締結いたしますが、実際のリース車両の使用者は、広島市の認知した道路パトロール業務受託者となり、リース車両の保管場所は道路パトロール業務受託者の指定する場所となります。

(2) 令和6・7年度の道路パトロール業務受託者は、次のとおりです。

| 業 務 名 | 業 者 名 | 住 所 |
|------------------|---------------------|---------------------------|
| 道路パトロール業務 その1 | 株式会社木下エネルギーソリューションズ | 広島市佐伯区五日市町大字 石内5920番地3 |
| 道路パトロール業務 その2 | 都市道路開発株式会社 | 広島市東区福田五丁目10 31-1 |

(3) 道路パトロール業務受託者は、2年に1回、年度替わりの時期に決定しますので、道路パトロール業務受託者が変更となった場合は、リース車両の引継ぎに立ち会っていただき、リース車両の損傷等の確認を行っていただきます。また、自動車検査証の記載事項（使用者等）の変更手続き及び自動車保管場所証明の手続きは、リース会社の負担で行っていただきます。

(4) 過去5年の実績からみた年間走行距離の目安は、以下のとおりです。これを参考に年間維持費を算出してください。なお、この走行距離は、あくまで目安であることにご留意ください。

| 車両 | 年間走行距離の目安 |
|-----|------------|
| 車両1 | 31,300km程度 |
| 車両2 | 35,000km程度 |
| 車両3 | 36,500km程度 |
| 車両4 | 28,200km程度 |

2 自動車税等の増税や、諸費用の値上がり等により、リース会社の費用負担が増大したとしても、月額単価を増額することはありません。そのことを前提に入札金額を算出してください。